

## フランスにおける遺言による財産承継の局面での公証人の役割

中原 太郎

はじめに<sup>(1)</sup>

近似するように見える法体系であっても、制度的前提の相違により法運用の実態や帰結が大きく異なることがある。公証人慣行の存否という日仏間の相違はその好例であり、不動産取引の領域と並んで、相続の領域についてこのことが特に強調されてきた。もっとも、法定相続ないし相続人間での相続財産の清算の局面と比べて、遺言による財産承継がからむ局面での公証人の役割に関するフランス法のまとまった紹介・分析は少ない<sup>(2)</sup>。本稿は、この

- 
- (1) 本稿のもとになっているのは、公益財団法人トラスト未来フォーラムの自主研究「遺言執行の理論と実態に関する研究」であり、筆者は、幡野弘樹教授（立教大学）とフランス法チームを組み、その中で遺言執行の制度的前提の研究を担当した。その過程では現地調査を行い、公証人（ジャック・コンプレ氏、フランソワ・ルトゥリエ氏）、公証役務発展協会本部（後述）及び研究者（ウィリアム・ドロス教授）へのインタビューを実施した。その成果は近く同研究会の報告書として公表される予定であるが、本稿は、同報告書の筆者担当箇所の一部を、同研究会終了後の追加調査をも踏まえ、公証人の役割にフォーカスして再構成・補充したものである。このような形での転載をお認めいただいたトラスト未来フォーラムに感謝申し上げる。
- (2) 具体的問題に即してフランスの相続における公証人の役割を検討する文献として、金子敬明「相続財産の重層性をめぐって（五）」法協 121 巻 6 号（2004 年）701 頁以下、同「相続財産論」吉田克己ほか編『財の多様化と民法学』（商事法務、2014 年）727 頁以下、同「相続財産の性質論再考」私法 77 号（2015 年）199 頁以下、西希代子「遺言自由の世界的趨勢—フランス法改正の意義と日本法への示唆」公証 44 号（2014 年）1 頁以下、幡野弘樹・宮本誠子「フランス」商事法務研究会『各国の相続法制に関する調査研究業務報告書（法制審議会民法（相続関係）部会参考資料 3）』（同部会第 2 回会議（平成 27

間隙を埋めることを目的とする。

フランスにおける公証人の職務・義務・責任<sup>(3)</sup>や近年の制度改革動向<sup>(4)</sup>等の一般的事項については、多くの先行研究がある。本稿はこれらの点には立ち入らず、もっぱら、標記の問題領域につき、民法典上の実体的ルールの運用に公証人がどのように関与するかをみる<sup>(5)</sup>（様々な終意処分のうち遺贈を

---

年5月19日開催）資料）23頁以下、ジャック・コンプレ（小柳春一郎訳）「ジャック・コンプレ『相続処理におけるフランス公証人の役割：相続登記未了問題解決のために』」獨協98号（2015年）89頁以下、原恵美「外国法制調査（フランス）報告書（法制審議会民法・不動産登記法部会参考資料3）」（同部会第1回会議（平成31年3月19日開催）資料）等。これらは、公証人による遺言の扱いに補足的に言及するにとどまる。

- (3) 江藤价泰「比較法からみた公証（人）制度のあり方—フランスの公証人制度の紹介—」自正32巻14号（1981年）13頁以下、鎌田薫「フランスの公証制度と公証人」公証11号（1982年）1頁以下、同「フランスの公証人—紛争予防機能を中心に」日本評論社編『市民のための法律家（法学セミナー増刊 総合特集シリーズ24）』（日本評論社、1983年）186頁以下、松川正毅「フランスの公証人と公証人証書（1）～（9）」国際商事法務21巻9号～22巻5号（1993-1994年）、同「フランスにおける公証人と紛争予防」公証33号（2003年）1頁以下、山口斉昭「フランスにおける公証人の民事責任と紛争処理—レンス地方公証人評議会フランソワ・シャル氏へのインタビューを中心に—」公証36号（2006年）77頁以下、山倉愛「フランスにおける公証人の民事責任—職、公序、不法行為責任—」お茶の水女子大学人文科学研究12号（2016年）319頁以下等。
- (4) 横山美夏「フランスの公証人制度をめぐる最近の動向」みんけん641号（2010年）2頁以下、久保宏之「フランス公証人制度の現在—マクロン法の衝撃—」関法66巻3号（2016年）581頁以下、吉田克己「フランス公証人制度の特質—マクロン法をめぐる議論を通して—」江藤价泰先生追悼論集『日本の司法—現在と未来』（日本評論社、2018年）159頁以下、ムスタファ・メキ（吉田克己訳）「フランス公証人職の未来」市民と法117号（2019年）3頁以下等。
- (5) このようなものであるため、公証人等への聞き取り調査をもとにしてはいるものの、顧客の側の実態調査は欠けている。ネット上入手可能（脱稿時）な2つのアンケート調査（いずれも調査会社によるものであり、対象者は、性別、年齢、職業、地方、居住地域人口規模を標識とする割当法で選出）のみ紹介しておく（①：[https://staticswww.bva-group.com/wp-content/uploads/2017/02/fichier\\_tp365-\\_20\\_minutes\\_-\\_heritage4111b.pdf](https://staticswww.bva-group.com/wp-content/uploads/2017/02/fichier_tp365-_20_minutes_-_heritage4111b.pdf)／②：[http://idealconseil.hosting.augure.com/Augure\\_IdeéalConseil/r/ContenuEnLigne/Download?id=76E5F2B7-5530-4640-8526-6A11D8D28874&filename=OpinionWay%20pour](http://idealconseil.hosting.augure.com/Augure_IdeéalConseil/r/ContenuEnLigne/Download?id=76E5F2B7-5530-4640-8526-6A11D8D28874&filename=OpinionWay%20pour)

フランスにおける遺言による財産承継の局面での公証人の役割主として念頭に置くゆえ<sup>(6)</sup>、フランス法の現実の一部を切り取るものにすぎないことも断っておく)。以下、遺言の物理的な取扱い（Ⅰ）と遺言による財産承継の実現（Ⅱ）に分けて検討する（本文・注で引用する条文は、特に断らない限り、現行フランス民法典の条文を指す）。

## I 遺言の物理的な取扱い

公証人は、まず、遺言の物理的な取扱いに深く関わる。遺言者が存命中の関与（1）と死亡した後の関与（2）とに分けることができる。

### 1 生前の関与

#### (1) 遺言の作成

遺言の通常方式<sup>(7)</sup>としては、自筆遺言・公証遺言・秘密遺言の3種が民法

---

[%20Masuccession.fr%20-%20Les%20Francais%20s%20et%20l%27enjeude%20la%20succession%20-%20Mars%202018.pdf](#)。

①「フランス人と遺産（Les Français et l'héritage）」（BVa社、2010年12月実施、2011年3月公表）：18歳以上のフランス人955名を対象に電話調査。主な調査結果として、(i)遺言を作成済みの人の割合：8%、(ii)遺言作成時に公証人の助言を得た人の割合：63%、(iii)作成した遺言を公証人に寄託した人の割合：63%。

②「フランス人と相続問題（Les Français et l'enjeu de la succession）」（OpinionWay社、2018年3月実施、同月公表）：45歳以上のフランス人1051名を対象にウェブ上で調査。主な調査結果として（いずれも承継する財産があると答えた877名のみ対象。複数回答可）、(i)財産承継のために採った・採るであろう方法：贈与38%・遺言35%・生命保険加入33%・贈与分割26%・民事不動産会社設立9%等、(ii)財産承継の準備を相談した・相談するであろう相手：公証人78%・資産運用コンサルタント12%・銀行12%・保険者5%等。

(6) 恵与（無償の財産処分—893条1項）には遺言（遺贈—895条・967条以下）以外に生存者間贈与（894条・931条以下）もあり（893条2項）、また特殊の恵与として段階的恵与・残余物恵与（1048条以下）や恵与分割（贈与分割・遺言分割—1075条以下）等もある。特に夫婦間贈与は死因処分としても重要だが、検討できない。

(7) 邦語文献として、野村豊弘「フランス遺言法の方式」川井健ほか編『講座・現

典上規定されているほか（969条）、国際条約に基づく「国際遺言」の方式もある<sup>(8)</sup>。もっとも、秘密遺言・国際遺言はほとんど使われず<sup>(9)</sup>、実務上の利用は自筆遺言と公証遺言に限られている<sup>(10)</sup>。以下では後二者のみ念頭に置こう。

要式行為たる遺言では、法定の方式の遵守が強く求められる（1001条）。公証遺言は、遺言者が口授する内容を公証人が筆記・タイプし、遺言者にその内容を読み聞かせたうえで、遺言者及び公証人・証人が署名するという手続をとるものであり（971条～974条）、公証人は必然的に関与する。公署証書であるため、その効力は容易に覆されない<sup>(11)</sup>。それに対し、自筆遺言は、

---

代家族法第6巻』（日本評論社、1992年）309頁以下等。

- (8) ユニドロワの「国際遺言の方式についての統一法に関する条約」（1973年10月26日採択、1978年2月9日発効）に基づく遺言の方式を指す。フランスは1974年11月29日に署名、1994年6月1日に批准し（同年12月1日施行）、同条約に付された「国際遺言の方式についての統一法」に国内法的効力が与えられることにより、同法が定める方式による遺言の効力がフランス国内法上認められることとなった。同法は、人・財産の移動の活発に伴い国をまたいでなされる相続が増加している状況を前提に、一定の方式の遺言を有効なものとして扱うよう各国に求め、それにより国をまたぐ遺言が無効となる事態を防ぐことを目的とする。
- (9) 秘密遺言は、①遺言者による遺言書の作成・封緘、②公証人及び証人（2人）への提出と宣誓、③公証人による上書証書の作成という手続によるもの（976条）、国際遺言はその手続を緩和したもの（上書証書の作成は不要）であるが（国際遺言の方式についての統一法3～5条）、手続が複雑であるため利用されていない。
- (10) インタビューした公証人によれば、(i) 自筆遺言が90～95%、(ii) 公証遺言が5～10%を占めるというのが実感であり、FCDDVに登録される終意処分に占める割合（注（21）参照）も公証人の実感と符合する。(ii) が (i) より利用されていない原因は、完全に秘匿的ではないこと（公証人・証人に対する読み上げが必要）、費用が相対的に高いこと、手続が大仰であること、責任の重さから公証人が嫌がること等が指摘される（Ph. Malaurie et C. Brenner, *Droit civil. Droit des successions et des libéralités*, 8<sup>e</sup> édition, LGDJ, 2018, n° 522, p. 299）。
- (11) その証明力（公証人が確認権限を有していた事項に限る）を否定するには偽造申告の訴え（民訴法典303条以下）という厳格な手続（検察官により作成者に審問が行われ、申告者敗訴の場合には民事制裁金が課される）が必要となる

遺言者自らが作成する私署証書（遺言者による自書・日付記入・署名が必要-970条）にすぎず、公証人の関与は必要ないが、現実には公証人の助言のもと作成されることが非常に多い<sup>(12)</sup>。遺言者は自己の財産管理につき公証人とすでに関わりを持っていることが多いところ、プロの法律家である公証人の助言を得ることにより、実体・形式面での誤りや税金面での不利益等を避けつつ自己の意思を正確に反映させた遺言を作成することが可能となる。また、後述のように公証人が遺言の保管サービスをも提供しており、その安全な保管を保障しているということ<sup>(2)</sup>も大きな要因である。

遺言作成者（公証遺言）ないし遺言作成助言者（自筆遺言）としての公証人の職務は、遺言者の意思を十分に反映した有効な遺言を作成し又は作成させることにある。特に自筆遺言の場合は難しく、公証人には、あくまで助言者として関与し、作成主体といえるほど強く働きかけてはならないという拘束が働く。実務的には、（遺言の枠組みのみを示唆しつつ）遺言者の言葉で書かせること、遺言により生じる法律関係を説明し遺言者が意図せぬ不都合が死後に生じないよう助言すべきこと、言葉遣いに気を付けさせ死後に家族内での争いが生じないよう助言すべきこと、遺言の理由を書かせて家族の納得を得やすいよう助言すべきこと等、遺言の有効性に直結しない事柄への配慮も要請される<sup>(13)</sup>。

---

(1371条1項)。私署証書にはこうした強い効力はなく、たとえば自筆遺言では遺言者による自書・署名を争いうる（筆跡の検真（1373条、民訴法典287条以下）による）。

(12) 公証人が示した手本に従って遺言者が書くことから、「モデルを清書した自筆遺言」とも表現される。公証人の助言により作成される自筆遺言の重要性を強調するものとして、B.Beignier, 《Achever la réforme des libéralités: la forme des testaments》, *JCP N* 2011.836. 近時、インターネット上の遺言作成システムを提供する事業者（例：Testamento (<https://testamento.fr/fr/>)）も現れているが、公証人業界からの反発が強い（Ph. Malaurie et C. Brenner, *supra* note 10, n° 512, p.293）。

(13) F.Eliard et R.Brochard, *Droit notarial. Le testament*, Ellipses, 2013, pp.

## (2) 遺言の保管・登録

公証人は、遺言書の保管主体でもある。公証遺言は、公署証書の保存の一般的規律に従い、当然に公証人の手元に原本が保管される。それに対し、自筆遺言には、法律上の保管システムは存在しない。しかし、公証人の助言を得て、あるいは得ないで自ら作成された自筆遺言についても、公証人に寄託されることが多い。各公証人事務所には、遺言書保管のための堅固な専用庫が設けられ、遺言書原本が、後述の FCDDV への登録証明書とともに、遺言者の死後まで保管される。これは任意かつ有償で提供される役務であるところ、公証人は遺言書を適切に保管する義務を負い、遺言書を紛失したり破損したりした場合には民事責任を負う<sup>(14)</sup>。また、遺言の有無及び内容について秘密を保持する義務を負い、その違反につきやはり民事責任を負う<sup>(15)</sup>。

公証人が多くの遺言書を保管していることを前提に、公証人業界では「終意処分中央ファイル (Fichier central des dispositions de dernières volontés)」(「FCDDV」と略称される)というシステムが運用されている<sup>(16)</sup>。これは、欧州委員会の「遺言登録システムの創設に関する条約」(1972年5月16日採択・1976年3月20日発効。フランスは同日署名、1974年9月20日批准)<sup>(17)</sup>を受け、同

---

33-35 (「拘束することなく助言し、強制することなく提案し、指揮することなく方向付け、干渉することなく是正する」)。

(14) Civ. 1<sup>re</sup>, 23 novembre 1977, *JCP N* 1980. II. 25, note M. Dagot. なお、公証人が遺言書作成の際に遺言者に適切な助言を与え、遺言者が作成し封をした遺言書を預かった場合には、公証人は開封して方式違反の有無を確かめる義務を負うものではない (Civ. 22 mars 2005, *Bull. civ.* I, n° 154)。

(15) Civ. 22 mars 2005, *préc.* 絶対的・一般的な秘密保持義務は、公証人の職業規律上の基本的義務でもある (公証人職国内規則 3.4 条)。

(16) 相続法の教科書・体系書において言及がなされ (F. Terré, Y. Lequette et S. Gaudemet, *Droit civil. Les successions. Les libéralités*, 4<sup>e</sup> éd., 2014, n° 411, p. 376; A. -M. Leroyer, *Droit des successions*, 3<sup>e</sup> éd., 2014, n° 224, p. 283; Ph. Malaurie et C. Brenner, *supra* note 10, n° 510, p. 292 等), また政府の HP でも紹介されるほどであり (<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F15009>), 普及・定着したシステムとあってよい。

(17) 同条約は、人の移動が国外への移動も含めて活発化する中で、遺言の発見を容

フランスにおける遺言による財産承継の局面での公証人の役割条約が定める遺言登録システムをフランス国内で実践するものであり、ヴェネル（エクサン・プロヴァンス近郊）に本部を置く「公証役務発展協会（Association pour le développement du service notarial）」（「ADSN」と略称される）がその運営を担っている。FCDDVは、もともと、上記条約発効前の1971年から南仏9県で運用されていたが、同条約発効後の1976年から、公証人高等評議会の指令を受けて全国の終意処分を扱うようになった。近時では、ヨーロッパ内の他の遺言登録簿との連携も進められている<sup>(18)</sup>。なお、ADSNは、公証人の相互扶助組織であり、FCDDV以外にも多様な業務を行っている<sup>(19)</sup>。

FCDDVは、遺言書の保管ではなく登録のシステムであり<sup>(20)</sup>、誰の遺言

---

易にしてそれが無視されたり時間が経って初めて知られたりすることをなるべく少なくすることを目的とするものであり（同条約1条）、締約国に対し、遺言登録を担う一つ又は複数の機関を創設又は指定することを求めている（同条約2条）。そうした機関としてフランスで指定されているのが、ADSNである。

- (18) 各国の公証人高等評議会（に対応する機関）の協力のもと組織された「ヨーロッパ遺言登録簿ネットワーク協会」により「ヨーロッパ遺言登録簿ネットワーク（Réseau européen des registres testamentaires）」（フランスでは「RERT」と略称される）が運営され（2005年発足）、連携国（現時点で15か国）間の遺言登録簿の自動探索が可能となっている（フランス事務所はADSN本部に併設）。また、RERTと並んで、「国際相続に関するヨーロッパ規則」（2015年8月17日発効）により導入された「ヨーロッパ相続資格証明書（Certificat successoral européen）」の自動探索を可能とするネットワークも形成されつつある（連携国は現時点で3か国）。
- (19) 特に重要なのが電子化への対応であり、今日の公証人実務で欠かせない「クレ・レアル（Clé Réal）」（電子公証人証書の作成・取扱いに必要なUSBメモリ）はADSNの開発による。なお、電子化により遺言について生じた解釈上の諸問題につき、M. Grimaldi, 《Le testament et le cyber-notaire》, in *Études J. Huet*, LGDJ, 2017, p. 211.
- (20) 正確には、FCDDVは、遺言のみならず終意処分全般（注（6）参照）を扱う。なお、以前は紙に記録されていたが、現在では徹底的に温度管理され厳重なセキュリティが施された部屋に備え置かれたハード・ディスクに記録されている。電子的方法による登録も可能であり、現在では99%以上が電子的方法によっている。

書がどの公証人事務所に保管されているかの検索を可能にする。登録されるデータは、処分者（遺言者）に関するものとして、氏・名・生年月日・出生地・配偶者・性別・住所であり、処分（遺言）に関するものとして、日付・方式・証書受領事務所（遺言を保管している公証人事務所）である。FCDDVを利用するか否かは遺言者の任意であり（遺言の有効性に影響しない）、公証人は、公証遺言の作成や自筆遺言の寄託の際に利用するか否かを選ばせる。利用しないという選択は稀であり、ADSNによれば、2017年8月31日の時点で、計1500万件弱もの遺言が登録されている<sup>(21)</sup>。

## 2 死後の関与

### (1) 遺言の探索

被相続人の死後、相続人から相続財産の清算の依頼を受けた公証人は、後述の相続人・相続財産の把握（Ⅱ1（1））と並んで、遺言の探索の作業にも着手する。遺言の存否は相続人も知らないことが多く<sup>(22)</sup>、また法律上の公示システムも存在しないが、まさにこの困難に対処しようと公証人実務で運用されているのが前述のFCDDVであり、公証人は、FCDDVに照会することによって<sup>(23)</sup>、遺言の存否と所在場所等の把握に努める<sup>(24)</sup>。これにより遺

---

(21) 2017年9月の現地調査（ADSN本部での聞き取り調査）の時点で既登録の計1958万341件の終意処分のうち、夫婦間贈与23.2%、公証遺言6.2%、自筆遺言67.55%、秘密遺言0.01%、撤回0.54%とのことであった。また、年間の終意処分新規登録件数は、約35万件とのことであった。

(22) もちろん、相続人に対する聞き取りも不可欠な作業である。また、相続財産の把握（さらには財産目録の調製）のための作業（貸金庫の開扉等）に際して遺言を発見することも多いようである。

(23) 公証人を介さずに相続人自らがFCDDVに照会することもできるが、被相続人の死亡と相続資格を証明する文書の添付が必要であり、通常、相続資格証明は公知証書（Ⅱ1（1））によりなされることからすれば、その作成とともに照会をも公証人に委ねるのが合理的である。

(24) ADSNへの聞き取り調査（2017年9月）によれば、年間約55万件的照会がある。照会者の内訳は、公証人事務所92.82%、個人1.83%、行政機関1.18%、



言の所在場所を知った公証人は、遺言書を保管する公証人事務所に対し、遺言書の内容を照会することになる。

被相続人が包括遺贈や包括名義遺贈をしていれば、相続人として扱うべき者が変化することになるし、特定遺贈をしていれば、法定相続人に承継されない（遺産分割の対象とならない）積極財産が存在することになる（II2（1））。また、遺言により特定の法定相続人の相続分が剥奪されることもありうる<sup>(25)</sup>。それゆえ、相続財産の清算を依頼された公証人にとって、遺言書の存否とその内容の把握は重要な作業であり、調査不十分の場合には民事責任が課されうるほか、特にFCDDVへの照会は、職業規律上も遵守が要請される公証人の基本的義務と認識されている<sup>(26)</sup>。

遺言の内容をどのような者に通知・開示するかは、情報提供義務と秘密保持義務の相克を生じさせる公証人実務上の重要問題である<sup>(27)</sup>。公証人は、①直接の名での利害関係者とその相続人・承継人に対しては証書の内容を通知・開示する義務を負うが、②そうでない者に対しては裁判所の命令がなければ開示してはならない（共和暦11年風月25日の法律第23条、民法法典1435

---

系図専門家3.86%、外国の公証人0.31%である。照会の98.6%が電子的方法によるものである。照会の結果として遺言が見つかるものは32%であり、探索機能の強化はADSNの恒常的課題である。なお、RERTを通じた他国の遺言登録簿の探索も可能であり（注（18）参照）、FCDDVへの照会の際に併せて依頼しうる仕組みとなっている。

- (25) フランス民法典に廃除を認める規定はないが、判例上、遺言により法定相続人の持分（相続分）を（遺留分を害しない限度で）剥奪することが認められている（この場合でも、法定相続人たる地位がなくなるわけではない）。包括遺贈は全法定相続人の相続分剥奪の趣旨を間接的に含むものであるが、直接的に特定の法定相続人の相続分を剥奪することも可能である。
- (26) F. Ferran, *Le notaire et le règlement de la succession*, 3<sup>e</sup> édition, LexisNexis, 2014, n° 232, p. 65.
- (27) この問題につき、C. Brenner et F. Collard, 《La communication du testament par le notaire》, *JCP N* 2012.1330; F. Terré, Y. Lequette et S. Gaudemet, *supra* note 16, n° 410, p. 375; Ph. Malaurie et C. Brenner, *supra* note 10, n° 521, p. 299.

条)。遺言者（生前）及び受遺者（死後）は①に該当する一方、法定相続人も基本的には①に該当するが<sup>(28)</sup>、包括遺贈がなされ、かつ当該法定相続人が遺留分相続人でない（当該遺贈により当該法定相続人は何ら持分を有しなくなる）場合はどうか。判事の許可を得るのが公証人実務であるが、①とみるべきとの意見も強い。

## (2) 遺言の現状保存

遺言者の死後において、公証人には遺言の現状保存の役割も課される。公証遺言は、原本の保管がそもそも公証人に委ねられているため、現状保存は問題とならない。しかし、公証人が保管しているとは限らない自筆遺言は、執行に付す前に公証人に寄託される必要がある<sup>(29)</sup>。遺言の保有者から寄託された遺言は、公証人により開封され、調書<sup>(30)</sup>が作成される（1007条1項）。公証人は、調書の日付から1か月以内に、相続開始地の大審裁判所書記に調書の謄本及び遺言書の写しを送付し（いずれも原本は公証人が保管）、書記はこれらを保管する（同条2項）。現状保存手続であり、公証人が遺言の有効性を審査するのではないことに注意しよう。

以上の手続が目的達成のために不十分なものであることは否めない<sup>(31)</sup>。第1に、死後の手続でしかなく、生前の破棄・変造等を防ぐことはできない。第2に、寄託義務者に対するサンクションはない。もちろん、保管者・

---

(28) 受遺者にとっても法定相続人にとっても、遺贈の事実を知って初めて遺産占有に関する手続（Ⅱ2）をとることができる点で、通知・開示は重要である。

(29) 本文で紹介する規律は1966年改正により改められたものであり、それ以前の1007条では、遺言書の第一次的な提出先は大審裁判所長であった（大審裁判所長による調書作成後、指名された公証人が遺言書原本を保存）。

(30) 調書には、遺言の開封（遺言が封緘されていたか・遺言を開封したか）、遺言の状態（用紙の形状、インクの色、どの面に書かれているか、行数、日付・署名の有無、削除した部分があるか等）、寄託の状況（誰が寄託したか）が記載される。

(31) Ph. Malaurie et C. Brenner, *supra* note 10, n° 520, pp. 298-299.

フランスにおける遺言による財産承継の局面での公証人の役割  
発見者が遺言を意図的に破棄・変造した場合には刑事責任・民事責任が課されるが、1007条の手續に従わなかったことそのものにより遺言が無効になったり、罰金が課されたりすることはない。

いずれにせよ、すでに遺言者が公証人に自筆遺言を寄託していた場合には、上記の問題は顕在化しない。遺言者の死亡を知らされ死亡証明書を受領した当該公証人は、自ら遺言の現状保存のための寄託の手續を行うことになる。遺言者の死亡まで任意に遺言書を保管していた公証人は、死亡後は法律上の要請によりそれを保管することになる。

## II 遺言による財産承継の実現

相続開始（遺言者死亡）後の公証人は、相続人の依頼を受け、相続財産の清算を適切に実現するために行動する（1）。その中で、遺言による財産承継も、公証人の手腕により、その円滑な実現に向けて動き出す（2）。

### 1 相続財産の清算への関与

#### (1) 相続人・相続財産の把握

公証人が相続財産の清算の任務を遂行するにあたり出発点となる作業が、相続人の確定である。公証人は、市（区）役所・町村役場から死亡証書（78条以下）の謄本<sup>(32)</sup>を取得して被相続人の死亡の事実を確認し、依頼者に対して本人確認をしたうえで、依頼者に対する聞き取りや被相続人の死亡証書の記載事項を端緒としつつ、関係者の各種身分証書（出生証書（55条以下）、婚姻証書（63条以下）、家族手帳（1974年5月14日のデクレ第449号））の謄本の取得、必要な場合には系図専門家（*généalogiste*）への依頼により得られた情報

---

(32) これは、FCDDVに対する遺言の有無・所在場所の照会（I2（1））の際の必要書類でもある。

をもとに、相続人を確定する。相続人資格の証明<sup>(33)</sup>はあらゆる方法によりなされうるものの（730条1項）、公証人が唯一の作成権者である公知証書（acte de notoriété）（730-1条以下）を用いるのが、現在では標準的である<sup>(34)</sup>。相続人の依頼に基づいて作成され<sup>(35)</sup>、被相続人や相続人・相続資格だけでなく、（FCDDVへの照会等を通じて入手した）遺言の存否やそれにより相続財産の割当てが影響を受けるかも記載される<sup>(36)</sup>。

相続人からの委任を取り付けて被相続人の資産（相続財産）の構成を調査することも、相続財産の清算のための重要な前提作業である。積極財産のうち不動産については、相続人に対する聞き取りや租税通知・土地台帳・不動

---

(33) 邦語文献として、松尾知子「相続人資格証明制度の諸相—ドイツ／フランス法の対応—」公証 34号（2004年）71頁以下も参照。

(34) 2001年相続法改正は、相続資格の証明に関する規定群（730条以下）を設けるにあたり、司法・行政が発行する所有・相続の証明書による証明は妨げられないとしつつ、それまで公証人実務で展開してきた公知証書を相続資格の主要な証明手段と位置付け、詳細な規定を置いた（注（35）参照）。公知証書の作成資格は、当初、小審裁判所主任書記にも認められていたが、2007年改正により公証人に限定された。

(35) 公知証書には、被相続人の死亡証書が添付され、各種身分証書や死因処分に関する文書（FCDDVへの照会に対する報告書が典型）への言及がなされ（730-1条2項）、相続資格を有する旨の相続人の陳述（同条3項）、必要な場合には第三者の陳述（同条4項）が記載される。公知証書の対象（相続資格の存在）は公証人自身が知りうる事柄ではないため、単に反対証明がされるまでの推定効を有するにとどまるが（730-3条。この点で通常の公署証書とは異なる）、それでも、公知証書に記載された相続人は、相続財産を保有する第三者との関係で、そこに記載された相続分の範囲で相続財産の処分権限を有する者として扱われるため（730-4条）、第三者保護に資する（たとえば、被相続人に対して債務を負っていた者は、公知証書を提示する相続人に対し相続分に応じて弁済すれば、免責される）。

(36) 公証人は、必要な調査を行わなかったことにつき民事責任を負う（Civ. 1<sup>re</sup> mars 2009, *Bull. civ.* I, n° 70）。ただし、相続人の陳述の誤りが原因である場合には、不審事由があったのでない限り、公証人は責任を負わない（Civ. 1<sup>re</sup>, 15 décembre 1999, *Bull. civ.* I, n° 353）。なお、不正確な公知証書を故意かつ不誠実に取得した者は、相続財産隠匿の場合のサンクション（778条）を受ける（730-5条）。

フランスにおける遺言による財産承継の局面での公証人の役割  
産登記簿等により被相続人の所有不動産を把握・確認する（所有証書を取得し  
精査したうえで、当該不動産につき被相続人死亡による権利移転を公示するための不  
動産証明書を作成する（1955年1月4日のデクレ第22号第29条）。その他の財産  
は種類に応じて方法が異なるが、一定の財産については、全国銀行口座等フ  
ァイル（Fichier national des comptes bancaires et assimilés）（「FICOBA」と略称  
される）や生命保険契約ファイル（Fichier des contrats d'assurance-vie）（「FI-  
COVIE」と略称される）といった仕組みが整備され、容易化している。消極  
財産のうち債務も相続人に対する聞き取り等を端緒として把握することにな  
るが、被相続人の死亡を知った債権者の方から相続財産の清算を担当する公  
証人と接触を図るのが通常であり、また請求書等を受領した相続人からの情  
報提供も行われるため、大きな困難がないことが多い。そのほか、相続開始  
により生じる相続財産の負担（葬儀費用、死亡直前の医療費、清算費用等）の把  
握も必要となる。

公証人による相続財産の把握には、以下の意義もある。第1に、公証人が  
相続人の相続選択権の行使について助言を与える（相続人の利益となる選択を  
促す）前提となる。なお、限定承認や放棄の申述は、2016年改正により、大  
審裁判所書記のみならず公証人に対してもなされうるものとなった（788条1  
項、804条2項）。また、限定承認の申述にあたり必要となる財産目録の調製  
は、公証人によってもなされうる（789条2項）。第2に、ほとんどの相続に  
あたっては租税手続としての相続申告が必要となるところ（一般租税法典204  
条）、相続財産の清算を依頼する相続人はその手続をも公証人に委ねるのが  
通常である。相続財産の清算と相続申告とでは財産調査の内容は必ずしも一  
致しないにせよ、依頼者たる相続人にとって、両者が同一の専門家により処  
理されることには大きな利便性がある。

## (2) 相続財産の清算<sup>(37)</sup>

相続財産の帰属関係（特別な清算手続が詳細に規定されている限定承認（787条以下）は除外し、単純承認のみ念頭に置く）を略述すると、一方で、相続財産中の個別の積極財産の所有権は、相続開始により当然に相続人に移転する。共同相続の場合は複数の相続人間での不分割（遺産共有）の状態となり（815条以下）<sup>(38)</sup>、遺産分割（816条以下）を待つことになる。他方、消極財産（相続債務）に関しては、古くは相続人への承継の肯否が問題とされたが、現在では原則として<sup>(39)</sup>肯定されている（785条1項）<sup>(40)</sup>。共同相続の場合、不可分給付に関するものでない限り、相続債務は相続分に応じて当然に分割され（1309条1項）、相続債権者は、各相続人に対し、相続分に応じて相続債務の弁済を求めることができる<sup>(41)</sup>。

---

(37) 以下については、特に、金子・前掲注（2）諸論文を参照。

(38) 不分割につき、近時の研究として、直井義典「フランスにおける不分割財産分割」香川大学法学会編『現代における法と政治の探求』（成文堂、2012年）161頁以下、ルイ＝オーギュスタン・バリエール（白須真理子訳）『民法典からみる相続財産管理の形態としての不分割及び分割について』水野紀子ほか編『財産管理の理論と実務』（日本加除出版、2015年）491頁以下等。

(39) 例外として、第1に、相続人は、単純承認の時点でその存在を正当な理由により知らなかった債務については、一定の要件のもとで解放を求めうる（786条2項・3項）。第2に、金銭遺贈の履行義務に関しては、相続財産を超える遺贈を認めるべきでないとの考慮から、相続財産を限度とする有限責任とされる（785条2項）。

(40) 「トゥサン判決」と呼ばれる1851年の破毀院民事部判決（Civ., 13 août 1851, DP 1851.1.281）が示した解決が、2001年相続法改正で設けられた785条1項において明文化されている。同判決は、「相続財産の割合的持分についての権利は、債務及び負担をそれに比例した割合で引き受ける義務を含意する。」とした。なお、同判決については、注（44）・（48）も参照。

(41) 相続債権者は、相続人の個人債権者と競合して、相続財産を包含するに至った相続人の資産を引当てとすることになる。もっとも、第1に、相続債権者は、相続人の個人債権者に対し、相続財産からの弁済における優先を求めることができ、反対に、相続人の個人債権者は、相続人に対し、相続人の個人財産からの弁済における優先を求めることができる（878条）。第2に、相続債権者は、遺産分割前に、相続財産から弁済を受けることもできる。すなわち、相続開始前に相続財産に対し権利行使しえた債権者は、相続財産から弁済を受け、ある

積極財産と消極財産の帰属に関する以上の実体的なルールからすれば、積極財産と消極財産は別々の処理に服することになりそうだが、相続財産の清算の依頼を受けた公証人は、自ら調査した積極財産・消極財産のリストを前提に、被相続人の積極財産から債務・負担を控除したうえで遺産分割を行うのが現実である。典型的には銀行預金であり、公証人は、相続人全員の同意を得て銀行預金を払い戻し、債務を弁済する。このような処理は、相続人からしても、個人財産からの弁済等の煩わしさを避けるというメリットがある。なお、相続人は債務が多ければ放棄するのが通常であり（公証人はそれを勧める）、相続債務をめぐる紛争は現実には稀である<sup>(42)</sup>。

遺産分割は、私署証書でも行うことができる。しかし、相続財産に不動産が含まれる場合には、遺産分割により確定した帰属関係を公示するために公証人証書の作成が必要となるし、そもそも消極財産の清算をも含めて公証人に委ねる以上、最終的な遺産分割について公証人証書を作成してもらうのが合理的である。それゆえ遺産分割に公証人が関与するのがむしろ標準的であるが（あわせて不分割財産の管理についての委任も取り付けることが多い）、公証人には遺産分割を指揮する権限はなく、あくまで助言者の役割を果たすにとどまる。とはいえ、各相続人の意向を探りながら妥協点を模索する点で、（特に複雑な相続において）円滑な遺産分割を実現し相続財産の清算を完了させる重要な役割を果たすものといえる。

---

いは相続財産の差押え・売却により弁済を受けることができる一方（815-17条1項）、相続人の個人債権者は、不分割財産に対する相続人の持分を差し押さえることができない（同条2項。遺産分割の申立てができるにとどまる（同条3項））ため、相続債権者が相続財産から排他的な満足を得る（こうした規律のもとになった「フレコン判決」と呼ばれる1912年の破毀院審理部判決（Req., 24 décembre 1912, DP 1915.1.45）につき、宮本誠子「可分債務の相続と清算」松川正毅ほか編『判例にみるフランス民法の軌跡』（法律文化社、2012年）85頁以下を参照）。

(42) 相続債権者が相続財産を差し押さえることができるという815-17条1項の規律（注（41）参照）も、実際上ほとんど使われないようである。

## 2 遺言による財産承継への関与

### (1) 遺贈対象財産の実体的規律

前提として、遺贈対象財産をめぐる実体的規律（遺贈対象財産に対する受遺者の地位）を概観しよう。一方で、財産の帰属に関する秩序（所有関係）がある。①包括受遺者及び②包括名義受遺者は法定相続人と同様の地位に立ち、相続財産の不分割権利者として遺産分割に参加することになる（724-1条）。他方、③特定遺贈の目的物の所有権は、遺言者の死亡により当然に受遺者に帰属する（1014条1項）<sup>(43)</sup>。それに対し、相続債務は、包括受遺者及び包括名義受遺者には法定相続人と同様に承継されるが（724-1条）<sup>(44)</sup>、特定受遺者には承継されない（1024条）。特定遺贈の目的物は遺産分割の対象から外れ、相続債務の引当てともならないことになる。

他方で、フランス民法典には、《saisine》なる別系統の概念もある<sup>(45)</sup>。法定相続人は相続開始と同時に《saisine》を取得する一方（724条1項）、受遺者が《saisine》を取得するには、すぐ後でみるように一定の手続が必要とされる（同条2項）<sup>(46)</sup>。しかし、《saisine》が何（相続財産に対するいかなる権限）

---

(43) ただし、金銭遺贈の場合は、相続人が（相続分に応じて）遺贈の履行義務を負うにとどまる。この場合、受遺者は、各相続人に対し、相続分に応じて相続債務の弁済を求めることができるが（注（41）に挙げた規律も相続債権者と同様に適用される）、相続人の責任は相続財産の限度で画される（注（39）の第2点）。

(44) トゥサン判決は、注（40）で紹介した判旨に続けて、「この権利とこの義務はあらゆる包括的相続名義に相関する義務である。この点では、法律により指定される包括名義の承継人と、人の意思により指定される包括名義の承継人とで区別する必要は、まったくない。」と判示し、包括受遺者・包括名義受遺者は法定相続人と同様に債務を承継するとした。2006年相続法改正で設けられた724-1条（包括受遺者・包括名義受遺者と法定相続人の同視）は、こうした債務承継における同一取扱いをも含意する。

(45) 《saisine》は複雑な沿革・背景を有する概念であり、その理解はフランス相続法上の一大難問である。以下の検討は、この点に踏み込むことなく、民法規定とそれに関する現代の学説の表層をなぞるにとどまる。

(46) そのほか、法定相続人や包括受遺者（・包括受贈者）がいない場合には、国が



フランスにおける遺言による財産承継の局面での公証人の役割を意味するかについては、まったく規定がない。かつては《saisine》を相続財産の帰属（積極財産<sup>(47)</sup>・消極財産<sup>(48)</sup>の承継）を基礎付けるものとみる考え方もあったが、現在ではそれを占有の一種と捉える理解が標準化している<sup>(49)</sup>。その定義や内容分類は多様であるが、おおむね「相続財産を物理的に把握する権限」、具体的には<sup>(50)</sup>、相続財産を無償で使用する権限（果実の

---

相続財産を取得することになるが、その際には占有付与判決により《saisine》を取得する必要がある（724条3項, 811条）。(2)で後述する観点との関係でいえば、法定相続人・包括受遺者等の不存在を公的に認証する手続であることになる。

- (47) 被相続人の死亡により相続人に所有権が即時に移転するのが《saisine》の当然取得にほかならないという理解であり、古法時代（ドマ、ポティエ等）に多くみられた。しかし、このような理解は、《saisine》を当然には取得しない特定受遺者にも即時の所有権移転（1014条）を認めるフランス民法典の立場とは整合しない。
- (48) 相続開始による債務の自動的な無限承継は《saisine》の当然取得ゆえに認められるという理解であり、債務者の相続人による債務の分割履行を定める旧1220条の文言（《saisi》という語を用いる。なお、同条に対応する現行1309条1項に当該文言はない）に看取しえた。しかし、トゥサン判決は、注（40）及び注（44）で紹介した判旨に続けて、「さらに、遺留分相続人と競合し遺贈の引渡しを請求をしなければならない包括受遺者と、正則相続人とまったく競合せず相続財産の《saisine》を当然取得する包括受遺者とで区別する必要はなく、また包括受遺者と包括名義受遺者とですらも区別する必要はない。これらの様々な受遺者は、法定相続人と同様、包括名義の承継人にはほかならず、法定相続人と同様の権利を有し、同様の負担に服する。」と判示し、債務の承継は《saisine》と無関係であり、包括名義の承継人であるか否か（資産の包括体（universalité）を承継するか否か）の問題であることを明らかにした。
- (49) 現代における《saisine》の理解に最も大きな影響力を及ぼしたと目されるものとして、H. Vialleton, 《La place de la saisine dans les système dévolutif français actuel》, in *Mélanges P. Roubier*, t. 2, Dalloz, 1961, p. 283.
- (50) 《saisine》を構成する具体的権限につき、Ph. Malaurie et C. Brenner, supra note 10, n° 164, pp. 119-121; F. Terré, Y. Lequette et S. Gaudemet, supra note 16, n° 798, pp. 715-717; M. Grimaldi, *Droit des successions*, 7<sup>e</sup> édition, LexisNexis, 2017, nos 426-428, pp. 332-337; C. Pérès et Ch. Vernières, *Droit des successions*, PUF, 2018, n° 547, pp. 467-468; A. -M. Leroyer, supra note 16, n° 406, pp. 306-307.

収取も可)<sup>(51)</sup>、保存行為（被相続人が締結した法律行為の無効訴権の行使、相続財産を保有する第三者に対する返還訴権の行使を含む）や管理行為（賃貸、債権の取立て等）を行う権限、さらには被相続人の訴訟を受継する権限等が挙げられる<sup>(52)</sup>。他方、相続財産の譲渡・費消や訴権放棄・和解等は許されない。

民法典は、誰がどのように《saisine》（以下では「遺産占有」とする<sup>(53)</sup>）を取得するかについて、細かな規定を置いている。第1に、(i) 法定相続人（724条1項）及び(ii) 遺留分相続人がいない場合における包括受遺者（1006）は、何らの手続も必要なく当然に遺産占有を取得する。(ii) について、2016年改正前は自筆遺言による包括受遺者は「占有付与判決（*envoi en possession*）」を得る必要があるとされていたが（旧1008条）、同改正により、遺言の現状保存のための調書作成（I2（2）参照）に際して公証人が包括遺贈である旨と遺留分相続人の不存在を確認すれば足り（1007条1項（調書に確認の結果を記載する）。旧1008条削除）、利害関係者が異議を申し立てた場合に

---

(51) なお、法定相続人は相続開始時から当然に使用権限を有する一方、包括受遺者（1005条）や包括名義受遺者（*Civ.*, 6 avril 1891, *DP* 1892.1.279）も原則として遺言者の死亡時から使用権限を有するものの、特定受遺者は原則として遺贈の引渡し時の請求時からのみ果実・利息の収取権限を有するとされている（1014条2項）。かかる相違の合理性には疑問も示される（*M. Grimaldi, supra note 50, n° 438, pp. 343-344*）。

(52) さらに、《saisine》の性質として、不可分性（持分に限定されず相続財産全体に及ぶ）、個人性（相続資格者全体でなく最先順位相続資格者のみに属する）、遡及性（先順位相続資格者の相続放棄により次順位相続資格者が被相続人の死亡時に遡って取得する）等が指摘される。このうち不可分性は、遺産分割までの生存配偶者による相続財産の無償使用権限を基礎付ける等の重要な役割を果たす。

(53) 《saisine》さらには《*envoi en possession*》《*délivrance de legs*》にどのような訳語を用いるかは、その内容理解に依存する。以下では、それが占有の一種であるとの現在の標準的理解に従い、それぞれ「遺産占有」「占有付与判決」「遺贈の引渡し」とする。もっとも、後二者に関しては、財産承継資格のコントロールという実際の機能（(2)）に着目した訳語も考えられる（金子・前掲注（2）法協論文708頁が最後のものを「遺贈の認証」とするのは、このような機能面への着目ゆえだろう）。

(578)

フランスにおける遺言による財産承継の局面での公証人の役割

限って占有付与判決が必要とされる（同条3項）ようになった。第2に、(iii) 遺留分相続人がいる場合における包括受遺者は遺留分相続人に対し（1004条）、(iv) 包括名義受遺者（1011条）及び特定受遺者（1014条2項）は遺留分相続人がいる場合には遺留分相続人に対し、いない場合には包括受遺者、それもない場合には最先順位相続人に対し、「遺贈の引渡し（*délivrance de legs*）」を請求する（これらの者が任意に応じなければ出訴する）必要がある<sup>(54)</sup>。なお、占有付与判決ないし遺贈の引渡しは遺産占有の取得のための手続にすぎず、遺贈の実際の履行を実現するものではないことに注意しよう。

## (2) 遺産占有の実際の意義と公証人の役割

以上の遺産占有の概念・規律には、近時の学説上、根本的な疑義が示される<sup>(55)</sup>。第1に、遺産占有は一般的な占有理解（所持や占有の意思を要素とする／所有権と同様に相続開始により当然に相続人に承継される）と符合しないし、その説明のために提示される法的占有（相続開始と同時に相続人に帰属）と事実的占有（遺産占有）の区別、あるいは権利の帰属（所有権・占有）と行使（遺産占有）の区別は、民法体系上の正統性を欠く<sup>(56)</sup>。第2に、相続財産の管理は所有権に関する規律（共同相続の場合は不分割の規律<sup>(57)</sup>）に従ってなされ

---

(54) 法定相続人が受遺者の場合には、(i) の規律ゆえに (iii) (iv) の手続は必要ないが、(ii) で利害関係者から異議がある場合に占有付与判決が必要かどうかは争われている（M. Grimaldi, *supra* note 50, n<sup>os</sup>420-421, pp.327-329）。

(55) J. Maury, 《Réquisitoire contre la saisine》, in *Mélanges Ch. Mouly*, t. 1, Litec, 1998, p. 335; W. Dross, 《La saisine successorale》, *Defrénois* 2004, n<sup>o</sup> 7, p. 471. なお、遺産占有を相続財産の帰属の基礎付けとみる考え方の問題点は、注 (47) (48) を参照。

(56) J. Maury, *supra* note 55, pp. 340-343; W. Dross, *supra* note 55, n<sup>os</sup>8-9, pp. 476-478.

(57) 民法典の不分割に関する規定によれば、①保存行為（時効中断、保険契約の締結、返還訴権の行使、不分割財産の修理等）は単独で行うことができる一方（815-2条）、②管理行為、管理のための委任の締結、不分割財産に属する債務を売却するための動産の売却、農業・商業・工業・手工業目的の不動産賃貸借

ばよく、遺産占有の規律の存在によって初めて相続財産の適切な管理が可能となるというわけではない<sup>(58)</sup>。これらのことを指摘する学説は、端的に、遺産占有概念を廃棄すべきことを説く。

もっとも、批判学説も認めるように<sup>(59)</sup>、遺産占有の規律には、少なくとも、財産承継資格（権原の正当性）の認証（コントロール）という機能がある。すなわち、被相続人が遺言を残した（遺贈をした）場合、その受益者に財産承継を認めてよいか（有効な・正規の遺言であるとして受遺者の資格を認めてよいか）という問題が生じる。しかるに、(1) でみた遺産占有の主体・取得態様に関する規律は、法律に従い法定相続人に承継資格を当然に認めつつ、受遺者については①「占有付与判決」という判事が公的に受遺者の資格を認証する手続、あるいは②「遺贈の引渡し」という私人（遺言の有効性・内容に強い利害関係を有する者としての相続人、特に、遺贈によっても侵害されえない利益を有する遺留分相続人）が受遺者の資格を認証する手続を要求するものといえる。特に②は、相続人が訴訟により争う可能性をも認めつつ、遺言による財産承継を関係当事者が納得のいく形で（①よりも）簡易・安価に進める仕組みといえよう。もっとも、遺産占有廃止論者からは、偽造遺言等の稀な事態に備えた認証手続は不要であり、端的に所有権が帰属する者に相続財産管理権限を認めればよい（訴訟で遺言の有効性を争う機会や急速審理判決を得て保存行為を行う可能性が認められれば、相続人の保護は十分である）と指摘される<sup>(60)</sup>。

いずれにせよ重要なのは、ここでも公証人が無視しがたい役割を果たすこ

---

を除く賃貸借契約の締結・更新には持分の3分の2の同意が必要であり（815-3条1項）、また③不分割財産の通常の利用に属さない行為及びすでに挙げたもの以外の処分行為には不分割権利者全員の同意が必要であるとされる（同条3項）。

(58) W. Dross, supra note 55, n<sup>os</sup>20-22, pp. 487-490.

(59) J. Maury, supra note 55, p. 347; W. Dross, supra note 55, n<sup>os</sup>17-19, pp. 484-487.

(60) W. Dross, supra note 55, n<sup>o</sup> 30, pp. 496-497.

フランスにおける遺言による財産承継の局面での公証人の役割とである<sup>(61)</sup>。第1に、遺産占有の取得のために占有付与判決が必要な場合、裁判所での手続ゆえに受遺者の弁護士がその申請を行うことになるが、公証人も、受遺者に弁護士の選任につき助言を与え、また弁護士に必要な書類を提供する（占有付与判決が出た場合には弁護士は公証人にその謄本を送付する）という形で関与する。2016年改正により占有付与判決が第一次的には不要となった場面（1）では、公証人が裁判所の認証権限をさしあたり代行させられるゆえ、その役割はさらに重要になる。第2に、遺産占有の取得のために遺贈の引渡しが必要な場合、遺言の内容を把握した公証人は、遺言者の相続人から遺贈の引渡しへの任意の同意を得るよう努め（遅滞のサンクションの説明をすれば、拒まれることはほとんどないようである）、遺贈の引渡しの証書を作成する。もっとも、遺贈の履行そのものは相続人に委ねられるのであり<sup>(62)</sup>、公証人はその前提を整えるにすぎないことに注意する必要がある。

## おわりに

フランスの公証人は、公署官（公署証書の作成者）及び自由職（法律専門職）としての職務に対応して、遺言による財産承継において多様かつ本質的な役割を果たす。それは、遺言者の意思を尊重・貫徹することに第一次的に向けられるだけでなく、相続人の利益、さらには相続制度自体の適切な運用という公益の保護・実現にも向けられる。公証人職の長い歴史・伝統がフランス

(61) F. Ferran, *supra* note 26, n° 263 et 265, p. 76. F. Eliard et R. Brochard, *supra* note 13, pp. 77-85 の証書等のサンプルも参照。

(62) 特定遺贈であれば、受遺者は、相続人に対し、遺贈対象財産の引渡しを請求することになる。なお、遺言者は、遺贈（あるいは遺言一般）が円滑に履行されるよう、遺言執行者を指定しておくこともできる（1025条以下。公証人も遺言執行者になることが理論的には可能だが、遺言執行の無償性から現実には引き受けない）。もっとも、フランス法における遺言執行者の権限は、伝統的に必ずしも強くない。詳細は、幡野弘樹「フランスにおける遺言執行者・死後委任」水野紀子ほか編『財産管理の理論と実務』（日本加除出版、2015年）359頁以下（及び同教授による注（1）記載の報告書所収予定論稿）を参照。

の公証人の活発な役割の前提にあることはいうまでもないが、遺言・遺贈に関するフランス民法典の制度自体、当初から完備されたわけではなく、また当初から公証人に多くの役割を期待していたわけでもなく、むしろ公証人実務と民法制度が影響しあって相互発展を遂げてきた。事項ごとに異なるが<sup>(63)</sup>、巨視的にみて、①民法制度が公証人の関与のもと運用され、②公証人実務により民法制度が補完され、③民法制度が公証人の関与を前提に構築されるというダイナミズムが看取される。その意味で、遺言による財産承継の局面へのフランス公証人の関与は、公証人「慣行」という表現に込められがちな歴史的・牧歌的なイメージにおいてではなく、公証人という資源を活用した民法制度の現代的・戦略的構築そのものとして理解すべきだろう。反面、公証人の存在が法発展の足かせになることがないのかも、注視しなければならない<sup>(64)</sup>。

翻って日本ではどうかという問いの重要性は、相続法の大改正を経た現在でも変わらない。遺言による財産承継は、遺言の存在を確知しがたい事態が多く混乱を生じさせやすいこと、法定相続の秩序に変更を加えるものであり相続人の反発を招きやすいこと、遺言者は死亡しているためにその履行の確保が難しいこと等の本来的難点を抱え、十分な制度上の手当てなくして立ちゆかせるのは困難である。実体的ルールの整備が進められる中で、また新規制度（自筆証書遺言保管制度等）の導入が予定される中であら、フランスにおける公証人のような専門家の丁寧な・責任ある関与が一律に予定されていない

---

(63) 自筆証書遺言の作成（Ⅰ1（1））や相続財産の清算（Ⅱ1（1））、受遺者による遺産占有の取得手続（Ⅱ2）は①の例、自筆遺言の保管や遺言の登録・探索（Ⅰ1（2）・2（1））は②の例、遺言の現状保存（Ⅰ2（2））や相続資格の証明（Ⅱ1（1））は③の例といえようか。事項横断的に見るならば、自筆証書遺言の作成への公証人の関与（①）をもとに遺言の保管・登録・探索の仕組み（②）ができ、それが相続資格の証明の仕組み（③）に組み込まれるというような連環が見られる。

(64) 特に遺産占有の規律（Ⅱ2）の合理性は、詳細な検証に値しよう。

フランスにおける遺言による財産承継の局面での公証人の役割  
い点は、日本法の決定的な難点として見え隠れする。本稿の献呈対象者が日  
本の家族法全般においてこのことにつき警鐘を鳴らし続けていたことは、改  
めて指摘するまでもない。

\* \* \*

水野紀子先生には、筆者が東北大学に着任した2008年4月から現在に至  
るまで、大変お世話になっている。年齢に関係なく同僚を1人の研究者とし  
て最大限に尊重する水野先生に出会えたこと自体、非常に幸運であったし、  
様々な意味で現在の自分を形成する糧となっているように思う。学問的に  
は、水野テーゼの自由な検証が後輩研究者に課された宿題であるようであ  
り、本稿も（先生の編著『信託の理論と現代的展開』への寄稿論文と並んで）その  
一環である。学恩に比して乏しい成果であるが、謹んで先生の東北大学退職  
に捧げたい。

\*本稿は、科学研究費・基盤研究（A）「高齢者の財産管理制度の分析と構  
築」の研究成果の一部である。